



地域（亀山市）と連携の取れた三重県づくり

三重県議会議員

県政レポート

長田たかひさ

2020年 7月
No.46



事務所

〒519-0124 亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会等

- 総務地域連携常任委員会（総務部、地域連携部、選挙管理委員会、収用委員会）の所管及びこれに関連すること。他の常任委員会の所管に属さないこと。）
- 予算決算常任委員会 理事
- 議会運営委員会 委員
- 四日市港管理組合 組合議員

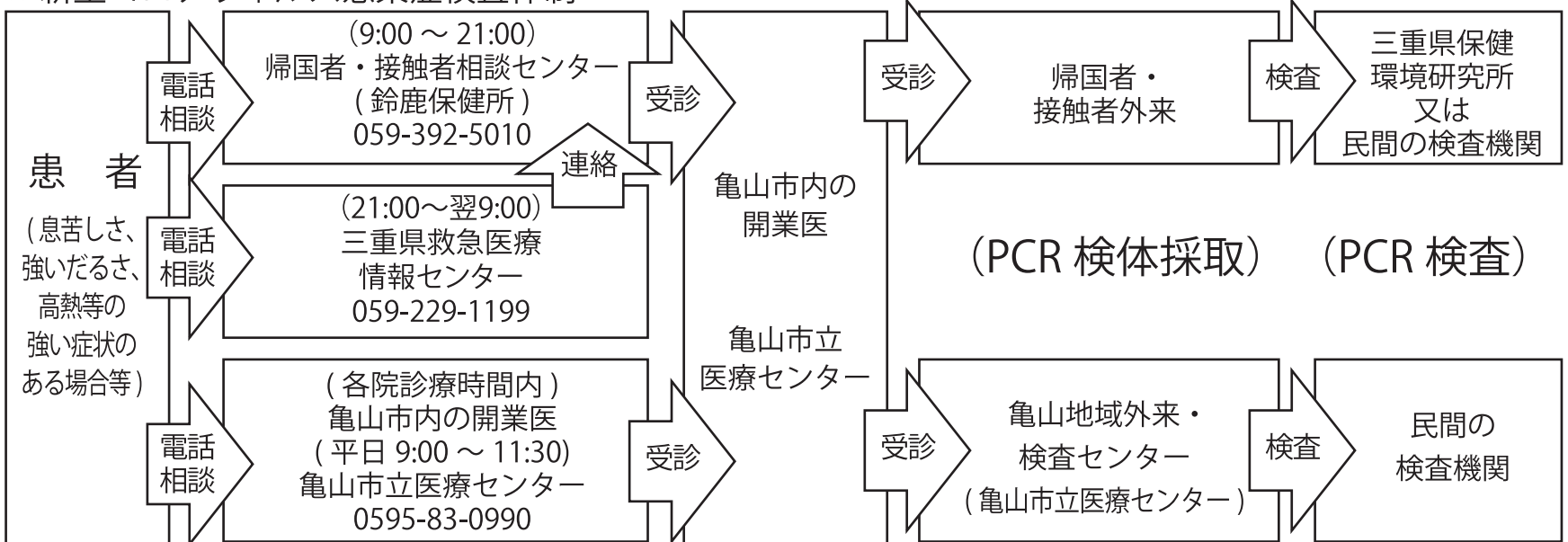
◇皆様のご意見をお聞かせ下さい◇

■県民の命を守り抜く感染拡大の防止対策

※新型コロナウイルス感染症対応予算（令和2年6月まで）

	予算規模（千円）	備考
令和元年度最終補正予算	61,601	医療機関への支援（マスク等の購入）他
令和元年度最終補正予算（その2）	358,200	生活福祉資金貸付事業他
令和2年度第1号補正予算	646,148	医療機関・福祉施設等への支援、緊急経済対策（借入保証料補助等）他
令和2年度4月補正予算	11,343,104	医療提供体制の整備、緊急経済対策（感染症拡大阻止協力金）他
令和2年度5月補正予算	119,674	来県延期協力金
令和2年度6月補正予算	8,136,668	医療・福祉提供体制の強化他
令和2年度6月補正予算（その2）	25,495,048	医療提供体制の整備、医療従事者や介護・障がい福祉施設等職員への慰労金の支給他
合計	46,160,443	

※新型コロナウイルス感染症検査体制



Information

令和2年6月30日から道路交通法の一部が改正され
『あおり運転』に対する罰則の創設及び行政処分が整備



あおり運転
をした場合

① 妨害運転（交通の危険のおそれ）

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反（※10類型の違反。下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 25点 免許取消し（欠格期間 2年）

※前歴や累積点数がある場合には最大5年



あおり運転
のせいで
危険が
生じた場合

② 妨害運転（著しい交通の危険）

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 35点 免許取消し（欠格期間 3年）

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害（あおり）運転の対象となる10類型の違反



通行区分違反



急ブレーキ
禁止違反



車間距離不保持



進路変更禁止違反



追越し違反



減光等義務違反



警音器使用
制限違反



安全運転義務違反



最低速度違反
(高速自動車国道)



高速自動車国道等
駐停車違反

■「あおり運転」の処罰の対象を自転車にも拡大

ほかの車両を妨害する目的で、執拗にベルを鳴らすなど自転車のあおり運転を「危険行為」と規定し、3年以内に2回違反した14歳以上に安全講習を義務化する。こちらも施行は2020年6月30日となる。

自転車はこれまでに「信号無視」「遮断踏切立ち入り」「指定場所一時不停止等」「歩道通行時の通行方法違反」「制御装置（ブレーキ）不良自転車運転」「酒酔い運転」「通行禁止違反」「歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）」「通行区分違反」「路側帯通行時の歩行者の通行妨害」「交差点安全進行義務違反等」「交差点優先者妨害等」「環状交差点安全進行義務違反等」「安全運転義務違反」など14項目が危険行為に指定されている。14歳以上の場合、危険行為は3年間に2回の摘発で安全講習が義務となり、受講しないと5万円以下の罰金と定められている。

改正令では上記の14項目に、あおり運転に当たる「妨害運転」を第15項目として追加規定。具体的には、「逆走して進路をふさぐ」「不必要な急ブレーキ」「ベルをしつこく鳴らす」「車間距離の不保持」等の行為が想定されている。これらは、自転車が自転車や歩行者に行うものだけでなく、自転車が自動車に対して行うものも含まれる。